

佐渡地域医療連絡協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐渡地域医療連絡協議会（以下、「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(協議会)

第2条 協議会は、佐渡地域振興局健康福祉環境部長が必要に応じて招集し、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 二次保健医療福祉圏域（以下、「圏域」という。）における地域保健医療計画の推進及び進行管理に関する事。
 - (2) 圏域での医療連携体制の構築及び推進に関する事。
- 2 協議会の進行は、委員の互選により選出した議長が行う。

(委員等)

第3条 協議会の委員は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから佐渡地域振興局健康福祉環境部長が毎年必要に応じて依頼する。

- (1) 保健医療関係者
 - (2) 介護サービス事業者
 - (3) その他佐渡地域振興局健康福祉環境部長が必要と認める者
- 2 佐渡地域振興局健康福祉環境部長は委員のほか、必要に応じて佐渡市の職員、県福祉保健部職員の出席を求めることができるものとする。

(部会)

第4条 佐渡地域振興局健康福祉環境部長は、圏域での医療連携体制の構築等に関して、特に専門的に協議するために委員または実務担当者等による部会を開催することができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、佐渡地域振興局健康福祉環境部総務福祉課において処理する。

附則

この要綱は、平成19年1月10日から実施する。

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。